

居宅介護支援事業所を指定介護予防支援事業者として指定することについて
(令和6年9月1日指定予定分)

No.	事業所名	事業所所在地	圏域	法人名	業務改善等の勧告・命令を受けていないか	厚生労働省令で定める介護支援専門員の人員基準を満たしているか
1	居宅介護支援事業所 元気アップ	川越市今成4-10-15-2階	本庁第3	株式会社 A l i f e	○	○

《参考》居宅介護支援事業所に対する指定介護予防支援事業者の指定手続について

令和6年4月から、介護保険法の改正により、居宅介護支援事業所は、従前の地域包括支援センターとの委託契約の方法によるほか、市町村から指定を受けて、直接介護予防支援事業を実施できることとなりました（介護予防支援事業のうち、介護予防ケアマネジメントのみを実施する場合は指定の対象外となり、従前どおり委託契約での対応となります。）。

市町村は、居宅介護支援事業所を指定介護予防支援事業者として指定を行おうとするときは、あらかじめ、介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこととされています。

本市では、令和6年6月26日開催の川越市地域包括支援センター等運営協議会でのご了承をいただき、今後、居宅介護支援事業所から指定介護予防支援事業者の指定申請があった際には、指定に先立ち、直近に開催される同協議会（開催時期によっては郵便等）にて、委員のみなさまにご意見・ご要望をいただくこととさせていただいております。

なお、いただきましたご意見・ご要望につきましては、今後、川越市全体の介護予防支援事業のサービスの質の向上に資するために、各居宅介護支援事業所を指定介護予防支援事業者として指定する際に伝達させていただきます。